

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和5年度）

住 所 埼玉県所沢市くすのき台一丁目
11番地の1
事業者名 西武鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 小川 周一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
40000系	バリアフリー化に対応した新型車両の導入	4編成 新造 (1車両に1箇所車いすスペースを設置)

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期清掃及び定期点検	優先席標識等各種ステッカー等の機能維持のため、定期的に各所清掃の実施及び定期点検時に各種標識の設置状況の確認。	計画通り実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
		なし

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
西武線アプリのアップデート	公式スマートフォン向けアプリ「西武線アプリ」について、継続して利便性向上を図る情報を提供	計画通り実施した。
案内設備による情報提供	車内Smileビジョンにて、駅の案内や緊急停車、輸送障害の情報を提供	計画通り実施した。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
		なし

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
一般利用者への声かけ	高齢者、障害者等お困りのお客さまに、安心して車内をご利用いただけるようお客さま同士の声かけやたすけあいを啓発する放送の実施	計画通り実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために (1) と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・ 本社勤務、技術系職員全員へバリアフリーに対する理解度の向上を図るべく、e-ラーニングにて「バリアフリーについて」の教育を行った。

(3) 報告書の公表方法

当社ウェブサイト（インフォメーションページ）に掲載

(4) その他

なし

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和6年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(特急等車両)	13 95 (両)	0 0 (両)	0 編成	13 編成	13 編成	12 編成	13 編成
普通鉄道(通勤車両)	142 1,114 (両)	107 936 (両)	107 編成	16 編成	6 編成	107 編成	142 編成
案内軌条式鉄道	3 12 (両)	0 0 (両)	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成	0 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	158 1,221 (両)	107 936 (両)	107 編成	29 編成	19 編成	119 編成	155 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	